

令和7年度助成事業応募要領

地域文化の振興、青少年等の人材育成、
ふれあい・ゆとりのある地域社会の実現のための事業を支援します

目 次

- I 助成制度の趣旨
- II 助成制度の概要
 - 1 助成の対象となる団体
 - 2 助成の対象となる事業内容等
 - 3 助成の対象とならない事業・経費
- III 助成制度の流れ～助成申請から助成金の受理まで～
- IV その他
- V 別 表

公益財団法人 げんでんふれあい福井財団

I 助成制度の趣旨

公益財団法人げんでんふれあい福井財団（以下「財団」という。）の助成制度は、福井県内の文化団体等に対し助成することにより、郷土の歴史・人・生活などの地域資源の活用や国際交流などによる地域文化の振興、青少年等の人材育成及び良質な芸術文化の提供などによるふれあいとゆとりのある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

II 助成制度の概要

1 助成の対象となる団体

以下のア～エのすべてを満たす団体が助成の対象となります。

- ア 福井県内に活動の本拠を置く団体
- イ 構成員（会員）が、原則として、20名以上の団体
- ウ 令和7年4月1日現在で、原則として、設立後2年を経過している団体
- エ 営利を目的とせず、明確な会計経理を実施・報告できる団体

※次の事項のいずれかに該当する団体は、助成対象外とします。

- ① 特定の政治団体、宗教団体、企業に所属する団体、政治活動や布教活動を主たる目的とする団体や、反社会的勢力と関係のある団体
- ② 企画・鑑賞団体
- ③ 自治体等が組織した団体
- ④ 団体同士で組織する協議会、連合会等の組織（主体的な活動を行わないもの）

2 助成の対象となる事業内容等【詳細は「V 別表」参照】

- ア 別表に掲げる「⑦推薦団体」が、財団の助成事業として推薦する事業
- イ 原則として、助成団体自らが主催又は共催する事業
- ウ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年以内実施する事業
- エ 助成は、原則として、同一団体の同一事業に対し、過去10年間（平成28年度以降）で3回までとします。

但し、無形民俗文化財の保存団体（国、県、市町指定）が行う「伝統芸能・伝統行事（無形民俗文化財）の保存と後継者の育成」及びボランティア団体が行う「ボランティア団体等の活動」については、申請回数の制限は行いません。

オ 「ボランティア団体等の活動」については、地域文化の振興又は青少年等の人材育成に関する活動に限り、助成対象となります。

カ 1団体からの申請は、原則1件とします。

キ 北陸新幹線敦賀延伸開業に伴う地域活性化や誘客増大のための事業については、別表に掲げる「⑥限度額」を優遇します。（別表の「特記事項2」参照）

3 助成の対象とならない事業・経費

- ア 物品の購入が目的の事業、チャリティ事業、スポーツ事業

- イ 団体の互助会的な行事や、会員以外に事業実施を知らせない事業、入場者を限定して会員以外の方が入場できない事業
- ウ 家元・流派が確立されている団体が主催する定期的な発表会等の事業
- エ 申請団体の日常的な運営経費（日常的な活動経費、人件費、事務所経費等）、清涼飲料水以外の飲食費
- オ 県外・海外への視察・公演等の費用

Ⅲ 助成制度の流れ～助成申請から助成金の支給まで～

1 助成申請

ア 申請書の作成

- ・様式を一部変更していますので、過去に申請された団体においても、今回配付する様式で作成して下さい。
- ・「Ⅴ 別表」から申請したい事業内容に該当する「③助成の対象となる活動」を選んで下さい。
- ・詳細は、「助成事業申請書作成上の注意事項」をご覧ください。
- ・申請書には次の資料を添付して下さい。
 - 必ず提出して頂くもの。（提出のない場合は、申請を受け付けません。）
 - ・団体の規約又はこれに類するもの。
 - ・会員名簿（氏名及び住所が記載されているもの。会員数が21名以上の場合は、20名分を抜粋した名簿でも結構です）
 - ※個人情報につきましては第三者への開示、提供は致しません。
 - ・推薦団体の推薦書
 - その他に提出して頂くもの。
 - ・直近の機関誌、紹介記事など
- ・ご提出頂いた書類、写真等は、お返しできませんので、ご了承下さい。
- ・申請書の様式は、当財団ホームページからダウンロードできます。
【HPアドレス】 <https://www.genden.or.jp/grant/>

イ 推薦書の依頼

- ・推薦書は、「Ⅴ 別表」の「⑦推薦団体」に記載する団体の窓口に、作成した助成事業申請書の「写し」をご提出の上、依頼して下さい。
（官公庁の場合、文化・生涯学習担当の部署で取り扱っています。）

ウ 助成事業申請書等の提出

- ・募集期間内（令和6年12月10日から令和7年2月5日まで）に、郵送・電子メールにより提出、又は当財団までご持参下さい。締切日の午後4時までに到着した申請のみ受け付けます。

〒914-0051 敦賀市本町2丁目9-16
公益財団法人 げんでんふれあい福井財団
E-mail info@genden.or.jp

2 採否結果

- ・採否は、令和7年3月中旬に、申請書に記載されている「連絡窓口」に文書で通知します。
- ・採否の理由に関するお問合せには応じかねますので、ご了承下さい。

3 助成事業の実施

- ・作成するポスター、パンフレット、ちらし、看板、冊子等に「協賛 公益財団法人 げんでんふれあい福井財団」と表示して下さい。（協賛依頼等のご提出は不要です。）明記がない場合は、原則、助成を取り消すこととなります。
- ・令和8年3月31日までに事業が終了しない場合は、助成を取り消すこととなりますので、ご注意下さい。

4 助成事業実施報告書の提出

- ・事業が完了したときは、完了の日から1ヶ月以内に「助成事業実施報告書」に所定事項を記入の上、以下の書類等を添えて提出して下さい。
- ・但し、事業完了が令和8年3月6日～31日となる事業については、4月5日までに事業実施報告書を提出して下さい。（必着）
- ・申請書の様式は、当財団ホームページからダウンロードできます。
【HPアドレス】<https://www.genden.or.jp/grant/>
 - 必ず提出して頂くもの
 - ・収支決算書
 - ・支出経費の領収書の写し
 - ・事業実施状況の写真（3枚程度）
 - ・ポスター、ちらし、パンフレット、冊子等、事業に際して作成した印刷物
 - ・助成金請求書
 - ・振込先金融機関通帳の表紙の次のページの写し（口座番号及び口座名義が記載されているページ）
 - ・事業報告の内容（実施結果）や決算額が申請書の内容と著しく異なる場合、助成対象外の経費が含まれている場合、申請書に記載のない事業のための費用などが含まれている場合には、助成金の全部又は一部を取り消すことがありますので、事業実施上、ご注意下さい。

5 助成金の支給

- ・助成事業実施報告書の内容を審査し、適正と認められた場合には、報告書受領月の月末又は翌月末に、助成金請求書に記載の金融機関の口座に助成金を振り込みます。報告書の受領が20日以降の場合は、翌月末の支給となりますのでご了承下さい。
- ・助成金の現金支給は行いません。
- ・振込先の口座は、団体名義の口座のみとします。又、代表者名義の口座であっても、個人口座への振込みは行いませんので、ご了承下さい。

IV その他

助成決定通知受領後、事業を中止又は事業計画の内容を変更する場合は、速やかに当財団に連絡の上、次の区分により「助成辞退届」、「助成事業中止届・特別助成金申請書」、「助成事業変更届」のいずれかを提出して下さい。

年度内に事業が完了しない場合は、事業中止の扱いとしますので、「助成辞退届」又は「助成事業中止届」を提出して下さい。

区 分	提出書類	助成金の取り扱い
申請者の都合による事業中止	助成辞退届	助成金支給の取消
天災や全国的な流感予防、その他社会情勢による事業中止	助成事業中止届・特別助成金申請書	助成金支給の取消又は必要経費の一部助成 ※
当初申請計画の内容変更（申請年度内での実施に限る）	助成事業変更届	助成金支給の取消又は必要経費の一部助成 ※

※必要経費の一部助成は、助成決定額の1/2を上限とします。

「助成辞退届」、「助成事業中止届・特別助成金申請書」、「助成事業変更届」の様式は、当財団ホームページからダウンロードできます。

【HPアドレス】 <https://www.genden.or.jp/grant/>

以 上